

重要な電子商取引の裁判地問題 — 今のところ未解決

ピーター・C・シェクターおよびスザンヌ・E・ルコック

見出し

所定の司法管轄区にある独立したインターネットサービスプロバイダの施設に設置された企業のデータサーバーは、特許侵害の裁判地の解釈上、当該裁判地における当該企業の「正規の確立された事業所」に相当するかどうか。CAFCは *In re Google LLC* 事件で、この問題について判断することを拒否したため、特許侵害で訴えられた企業は裁判地に関して、いまだ不確実な状態に置かれている。

記事

TC Heartland 事件¹において米国最高裁判所は、特許裁判地法、合衆国法典第 28 編第 1400 条 (b)項に従い、国内企業を特許侵害で提訴できるのは、当該国内企業が (1) 設立された場所；または (2) 「正規の確立された事業所」を有し、かつ侵害行為を行った場所のみであると判示した。この判決で打撃を受けたのは、国内で最も特許権者に友好的な第一審裁判所として定評のある、テキサス州東部地区 (EDTX) 連邦地方裁判所を裁判地としている原告たちであった。

TC Heartland 判決後、EDTX に提起される特許訴訟件数は半減し、以後の事件の相当数が被告の設立州に移送された。これに応じて、EDTX の法律家たちは *TC Heartland* 判決以降、法律上の用語「正規の確立された事業所」の拡大解釈を考え出した。このような拡大解釈は、CAFC (連邦巡回控訴裁判所) への控訴審において、または特殊な「緊急」中間上訴である、より例外的かつ特別な職務執行令状手続きにより、ほぼ全てが退けられている。しかし、ほぼ全てというのは、全部ではないということだ。

¹ *TC Heartland LLC v. Kraft Foods Grp. Brands LLC*, 581 U.S. ___, 137 S.Ct. 1514 (2017)

代表例の In re Google LLC 事件²では、企業のデータサーバー（本件では Google のサーバー）の物理的設置場所が、「正規の確立された事業所」に相当するかどうかを取り上げられている。世界的テクノロジー企業の SEVEN Networks, LLC（「SEVEN」）は、少なくとも 10 件の SEVEN 特許の侵害を申し立て、ライバル企業の Google, Inc.を EDTX に提訴した。SEVEN は EDTX の裁判地選択を正当化する理由として、EDTX にある独立したインターネットサービスプロバイダ（ISP）の施設に設置されているデータサーバーが、Google により所有されていることを主張した。Google は第 1400 条 (b)項に違反する不適切な裁判地に提訴されたことを理由に、本件の却下を求めた。Google の主張によれば、正規の確立された事業所とは、地上に「恒久的に固定」されていなければならない。EDTX 地裁は、Google と ISP との契約条項を根拠に、Google の訴え却下の申立を否認し退けた。かかる契約条項には、(1) Google がサーバーを運営・維持し、全ての技術支援を提供する；(2) Google は自己の所有施設または賃借施設に設置されている Google 自身のサーバーと同じ方法で、ISP に設置された Google のサーバーを取り扱う；(3) ISP は各 Google サーバーが設置される所定のラックを Google に知らせなければならず、そのラックにサーバーを設置するには Google の同意を得なければならず、Google の同意なしにサーバーを移動してはならない；さらに(4) Google の代表者の立会いまたは同意なしに、ISP は Google のサーバーにアクセスしてはならないことが定められていた。要するに、ISP は物理的建物（セキュリティ、保守などを含む）、電気・通信接続、サーバーの物理的ラックおよびラックスペースだけを提供している。

不適切な裁判地の申立を却下された Google は、第一審裁判所による明らかな裁量権の乱用を是正するための簡易手続きである、職務執行令状の特別救済手段を CAFC に請求した。2018 年 10 月、CAFC 巡回判事の合議体は 2 対 1 で Google の職務執行令状申立を却下したが、レイナ巡回判事はこの却下に反対した。Google は、再審理および大法廷による再審理を求める申立を提出した。CAFC の全巡回判事が投票を行い、Google の申立は 9 対 3 で却下された。職務執行令状を却下する際、CAFC 判事の 3 分の 2 は、Google と ISP との契約が「サーバーおよびその物理的設置場所に対する Google の強い支配権」を証明し

² 控訴事件番号 2018-152（連邦巡回控訴裁 2019 年 2 月 5 日）（プロスト首席判事、ニューマン、ローリー、デュク、ムーア、オマリ、レイナ、ウォラック、ターラント、チェン、ヒューズおよびストール巡回判事）（レイナ巡回判事による反対意見に、ニューマンおよびローリー巡回判事も同調した）。

ていると判断した。CAFC は、「地方裁判所の判決が、即時の介入を要する第 1400 条(b) 項に関連した広範かつ基本的な法律問題を含んでいるかどうかは不明であり」、「この争点が各地方裁判所に浸透し、この争点の重要性、範囲および内容がより明確に定義されるまで、CAFC による再審理を待つことが望ましい」と判断した。

レイナ巡回判事は再び反対し、ニューマンおよびローリー巡回判事も同調した。レイナ判事はその反対意見において、「過半数の裁判官が提案しているようにこの争点が各裁判所に浸透するのを待っているのは、裁判官や訴訟当事者は引き続き不確実性の中で格闘しなければならず、資源を浪費するだけである」と述べた。この反対意見により、本社または携帯電話の基地局にあるコンピュータは、正規の確立された事業所として十分かどうかといった疑問が提起された。

一見すると CAFC は、「正規の確立された事業所」に相当するものは何かという裁判地問題にけりをつける、一度きりの絶好の機会を逃したように見えるかもしれないが、この事件は Google およびデータサーバーの収容に関する恐らく Google 独自の実務が絡んでいるため、この問題にけりをつけるには明らかにふさわしくない事件でもあった。

いくつかの答えの出ていない疑問が、今や大きな物議を醸している。

1. CAFC が職務執行令状申立に基づきこの重要な争点を判断すると同意するまでに、どれほど多くの地方裁判所の判決が必要であり、地方裁判所の間でどれほど多くの意見の不一致が提示されなければならないのか？
2. CAFC が職務執行令状申立を受け入れるには、Google 事件においてどのような例外的状況が存在しなければならなかったのか？ ここで留意すべき点として、事実審理および事実審理後の全ての上訴手続きの後で通常下される終局判決(数年を要するだろう)を再審理する際に、CAFC はこの争点を検討することを選択できる。
3. 反対意見者の(レイナ巡回判事により説明された)見解は、合衆国法典第 28 編第 1400 条 (b)項が EDTX 地裁の判決理由により事実上拡大されるという点で、最終的に正

しいのか？

4. テクノロジー企業の業種、即ち全国的なデータ移転事業（事業データの単なる移行ではない）は、特定の限定された状況において全国的な裁判地を認める主要な決定要因となるのか？
5. データサーバーは全般的に、家庭用コンピュータ、携帯電話基地局またはインターネット基地局その他の通信施設とは別途に扱われるのか？ それともこのような別途の取扱いは、Google 所有サーバーの分散配置に関する Google 独自の実務に限定されるのか？
6. 「正規の確立された事業所」を判断する際の決定要因は何か？ 所定の場所に配置されたサーバーその他の装置に対する支配権なのか、または装置が「地上に定着している」かどうかなのか、または装置を実際に所有する企業がその場所に定期的に出勤し勤務する従業員を擁するかどうかなのか？
7. 一部の絶対的要因は、全ての場合に確実な結果を招く決定要因（即ち、明確な線引き基準）となるのか、それとも人的管轄権を定める「最小限度の接触」と同様に、複数の要因を裁判所が比較衡量して答えが導き出されるのか？
8. 主要な事業がデータサーバーを介した（または状況に応じて、インターネット基地局を介した）データの送信である企業と、自社データをサーバーに保存するだけの企業とは、区別されるのか？
9. 企業が所有するロボットが裁判地に存在すれば十分なのか？

SEVEN Networks 事件で提起された重要な裁判地問題の判断を CAFC が拒否したことは、全ての特許侵害事件に潜在的影響を及ぼしている。CAFC が職務執行令状申立を大法廷で審理することを拒否した翌日には、SEVEN Networks と Google との訴訟は和解を理由に取り下げられた。今後この争点が再浮上するのを当事務所は関心を持って見守ることにな

るだろう。乞うご期待。